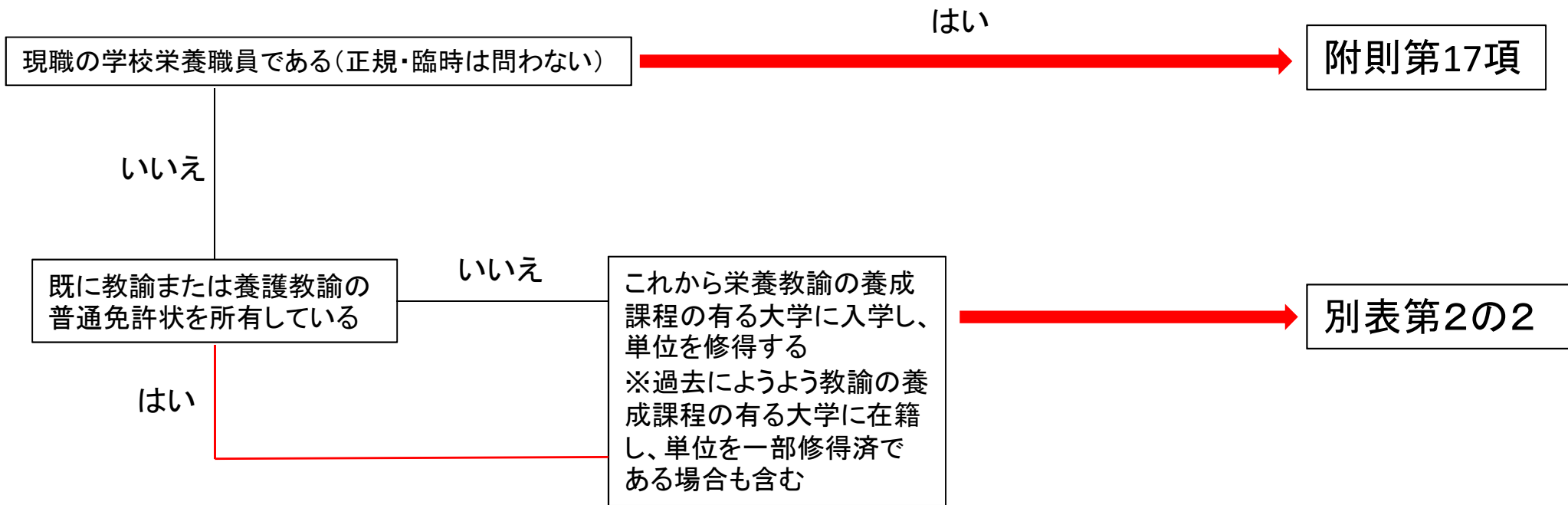


# 栄養教諭免許状取得方法

※はじめて栄養教諭の普通免許状を取得する場合



※栄養教諭は臨時免許状なし  
※栄養教諭免許状の取得方法として、このほか別表第6の2も存在するが、当該規定は所有する栄養教諭免許状の上進(2種免許状→1種免許状または1種免許状→専修免許状)をするためのものであるため、ここには掲載していない

## 【この図について】

栄養教諭の普通免許状を取得する方法を図にしたものですが、教職経験年数やこれまでの単位修得状況により、どの方法を選択するのがベストなのかは個人ごとに異なりますので、この図はあくまでも「参考」としてください。

【別表第2の2】 学位等の基礎視覚+教職課程を有する大学等での単位修得により栄養教諭の免許状を取得する  
※所有する教諭または養護教諭の普通免許状を取得した際の単位を流用し、これから修得すべき単位数を少なくする場合も含む  
【附則第17項】 現職の学校栄養職員が学校栄養職員としての勤務経験3年+必要単位を修得することにより、栄養教諭(1種・2種)免許状を取得する